

国立大学法人京都教育大学教育研究評議会規程

平成16年 4月 1日 制 定
令和 5年 2月 6日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学組織運営規則第15条の規定に基づき、国立大学法人京都教育大学の教育研究評議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学長が指名する理事 2名
- 三 附属図書館長
- 四 教育創生リージョナルセンター機構長
- 五 附属学校部長
- 六 副学長（学生生活・国際交流担当）
- 七 副学長（研究推進担当）
- 八 副学長（連合教職実践研究科担当）
- 九 教育学部・教育学研究科教授会の推薦に基づき学長が指名する教授 4名

(評議員の任期)

第3条 前条第九号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、学長の任期の末日を超えることができない。

2 欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見(国立大学法人京都教育大学(以下「国立大学法人」という。)が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)のうち大学の教育研究に関する事項
- 二 中期計画及び年度計画のうち大学の教育研究に関する事項
- 三 学則(国立大学法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 教員人事に関する事項
- 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 その他大学の教育研究に関する重要事項

2 教育研究評議会は、前項各号についての審議の一部を教育学部・教育学研究科教授会及び連合教職実践研究科教授会に付託することができる。

(議 長)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもってこれに充てる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した理事がその職務を代行する。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

(議 事)

第6条 教育研究評議会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。

2 教育研究評議会の議事は、議長を除く出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議案の提出)

第7条 教育研究評議会への議案の提出は学長が行う。

2 評議員は、学長に対し議案の提出を請求することができる。

(評議員以外の者の出席)

第8条 教育研究評議会は、必要と認めた者の出席を求め、議案に関し説明又は意見を聴取することができる。

(議事録の作成)

第9条 議長は、議事録を作成する。

(事 務)

第10条 教育研究評議会に関する事務は、総務・企画課において処理する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第28号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。